

秩父宮記念市民会館
施設予約システム更改業務（ゼロ債務）

実施要領

この要領は、施設予約システムを更改する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により選定するための手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

1. 業務概要

(1) 業 務 名

秩父宮記念市民会館施設予約システム更改業務（ゼロ債務）

(2) 業 務 内 容

別添「秩父宮記念市民会館施設予約システム更改業務（ゼロ債務）仕様書」のとおり

(3) 履 行 場 所

秩父宮記念市民会館内

(4) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日

システム導入・構築期間：令和9年4月1日から令和9年6月30日（予定）

システム運用・保守期間：令和9年7月1日（予定）から令和10年3月31日

※なお、令和9年3月31日までは導入・構築を行うための準備期間とする。

(5) 提案上限額

1,716千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※システム導入・構築費及び令和9年7月から令和10年3月分までの利用料（保守料等含む）の合計額

※提案上限額は契約（予定）金額を示すものではなく、業務提案内容の規模を示すためのものである。なお、上限を上回る金額で見積を行ったときは失格となる。

※今回の見積りは、プロポーザルの審査に用いるためのものであり、契約時においては、提出された金額を基本とし、候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意に至った後、契約を締結する。

(6) その他留意事項

ア 提案された企画内容は、本館と候補者との協議により、必要に応じて修正するものとし、そのまま採用するものではないことを留意すること。

イ 提案された企画内容をもとに業務仕様書を作成し、契約するものとする。（業務仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務仕様書の作成については、候補者と協議のうえ決定する。）

2. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 秩父市の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (6) 過去5年以内に、公立文化施設又は民営文化施設の事業企画立案及び実施実績を有すること。

3. 日程

①	実施要領の公表・配布	令和8年8月3日（月）
②	質問書受付期間	令和8年8月3日（月）～8月17日（月）
③	質問書への回答	令和8年8月24日（月）（予定）
④	参加申込書等提出期限	令和8年8月31日（月）
⑤	企画提案書提出期限	令和8年9月7日（月）
⑥	一次審査結果通知	令和8年9月14日（月）（予定）
⑦	プレゼンテーション審査	令和8年9月25日（金）
⑧	二次審査結果通知	令和8年10月上旬（予定）
⑨	契約締結	令和8年11月下旬（予定）

4. 参加申込方法

(1) 質問書の提出

①	提出期限	令和8年8月17日（月）正午まで（必着）
②	提出書類	質問書（様式第4号）
③	提出方法	<u>秩父市電子申請システム</u>
④	提出先	7. 事務局のとおり

(2) 提出書類等

①	提出期限	令和8年8月31日（月）正午まで（必着）
②	提出書類	参加申込書（様式第1号） 会社概要（様式第2号） 誓約書（様式第3号） 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 納税証明書（未納のないことの証明）
③	提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
④	提出先	7. 事務局のとおり

(3) 企画提案書等の提出書類

①	提出期限	令和8年9月7日（月）正午まで（必着）
②	提出書類	企画提案書（任意様式）6部 構築スケジュール 1部 機能要件確認表（様式第5号）1部 見積書（様式第6号）1部
③	提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
④	提出先	7. 事務局のとおり

ア 企画提案書の作成要領

「秩父宮記念市民会館施設予約システム更改業務（ゼロ債務）仕様書」に基づき、参加申込者の特色を活かした創意工夫のある提案を求める。

なお、企画提案書はA4判、横書きの任意様式とし、必要に応じて絵や図表を用いて分かりやすく記載すること。用紙の方向は縦横を問わないが、縦長の場合は右開き、横長の場合下開きとすること。縦長と横長のページが混在する場合は、見やすいよう工夫すること。

イ 企画提案の留意事項

- ・企画提案にあたっては、本要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- ・提出期限を過ぎた後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- ・提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。
- ・企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5. 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

参加資格を満たしているかを、提出された書類（会社概要、実績）により審査する。

なお、一次審査の結果については、全参加事業者へメールにて通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

二次審査は、プレゼンテーション、デモ機による操作確認及び質疑応答により実施する。企画提案者は、提案システムのデモ機（実機又は実機と同等の機能を有するデモ環境）を用意すること。操作確認は、審査員が指定する操作又はあらかじめ定めた確認項目について実施し、システムの操作性、視認性及び機能の実現性等を確認するものとする。

ア 日 時：令和8年9月25日（金）

※時間は別途通知。なお、プレゼンテーション審査を行う順序は参加申込書等の提出順とする。

イ 会 場：秩父宮記念市民会館 会議室2

ウ 参加人数：1者につき、2名までとする。

エ 実施方法：電子機器（パソコン等）を用いて行うことができるが、必要な電子機器は企画提案者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは、事務局で用意する。

オ 記 録：提案内容を正確に記録するため、録音を行う。ただし、記録したものは、審査以外には使用しない。

カ そ の 他：事前に提出した企画提案書に基づく説明とし、新たな資料の追加や修正等により、その内容が変更となるような提案は行わないこと。

（3）評価方法

ア 評価基準 別紙2「企画提案評価基準」のとおり

イ 審査方法 秩父市施設予約システム更改業務（ゼロ債務）プロポーザル実施検討委員会が別紙2「企画提案評価基準」に基づき審査する。なお、審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

（4）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、（3）アの総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

（5）審査結果

候補者選定後、二次審査参加者事業者に選定又は非選定の結果をメールにて通知する。

（6）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が1（5）の提案上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6. その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当館から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、当館が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位とする。

7. 事務局

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町 8 - 1 5

秩父市市民部秩父宮記念市民会館

電話 0494-24-6000

FAX 0494-23-2298

メールアドレス ccbhall@city.chichibu.lg.jp